

担い手確保・経営強化支援事業

追加要望調査（R7. 7月版）

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入等を支援するとともに、令和7年度においても、地域計画の早期実現に向け、農地の引受け力の向上等に取り組む場合の支援を充実します。



コンバイン



耐候性ハウス



自動操舵トラクター



生育センサー付き
可変施肥機

担い手確保・経営強化支援事業のうち 地域農業構造転換支援対策

(1) 事業実施地区について

事業実施地区は、地域計画が策定されている地域であって、地域計画における担い手への農地の目標集積率が以下の要件を満たすものである必要があります。

(該当するかどうかは市町村の農政担当部局へお問い合わせください。)

- ① 目標集積率が現状集積率を下回らないこと。
- ② 目標集積率が6割以上であること。ただし、都府県の中山間地域である場合には、5割以上であること。

なお、将来像が明確化された地域計画（目標集積率8割以上かつ受け手不在農地の割合1割未満 等）が策定されている地域については、優先枠を設けて支援します。

(2) 助成対象者について

本事業の支援の対象となる経営体は、以下のとおりです。

ただし、新規に就農した方は認定農業者又は認定就農者に限ります。

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体（市町村）が認める者を含む。)

(3) 支援の対象となる事業内容について

支援の対象となる事業内容は、以下①・②のとおりです。

①と②の事業は、いずれか1つしか実施することはできません。

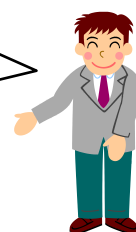
① [購入]

農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な農業用機械又は施設の導入・整備等

例えば、

- ・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- ・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
- ・ ビニールハウスの整備
- ・ 畦畔の除去、明きよ・暗きよ排水の整備などの農地等の改良

などが支援の対象となります。



事業内容（リース導入）の主な要件

本対策の事業内容は担い手確保・経営強化支援対策と同じですが、リース導入する場合は以下に留意してください。

- ・ リースは農業用機械に限る（施設は対象となりません）
- ・ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること
- ・ リース期間が終了した後に、地域計画等において成果目標から更に地区内で経営面積3割又は10ha以上拡大することが確認できること 等



本対策のリースは、いわゆるファイナンシャルリースと言われる全額支払いの形態に限りません。使用期間分の価格を支払う残価設定型のリース形態も対象となります。

(4) 成果目標について

助成対象者は、翌々年度の成果目標を設定し、達成に向けた取組をします。

[必須目標]

「事業実施地区内での経営面積の3割又は4ha以上拡大」

[選択目標]（ポイント化した取組に基づき設定）

付加価値額の拡大、経営面積の拡大、農産物の価値向上、農業経営の複合化、農業経営の法人化、環境配慮の取組、輸出の取組等

<経営面積のイメージ>



成果目標である3割又は4ha以上の拡大は、目標年度である翌々年度（3年後）の目標になります。

成果目標（3年後）

現状経営面積

事業実施地区での経営面積の3割以上又は4ha以上拡大

リース期間

（3～7年）

リース期間終了後の
更なる規模拡大目標

事業実施地区での経営面積が成果目標から更に3割以上又は10ha以上拡大

※ リース期間終了後の更なる規模拡大目標が地域計画等で確認できること

購入支援の場合は、更なる規模拡大目標の確認は必要ありません。



地域計画の集積面積（10年後）

(5) 融資の活用について

融資の活用は必須ではありません。

(6) 助成金の算定方法について

- 購入：事業費 × 3/10
- リース導入：リース物件購入価格（税抜き） × 3/7
（リース期間が4年未満の場合は、リース物件購入価格（税抜き） × （リース期間（1か月未満は切り捨て）/7年間） × 0.75

※ リース導入の場合は農業者とリース事業者が共同申請し、リース初年度（事業実施年度）にリース事業者へ助成金が支払われます。

(7) 助成金の配分について

- 本対策においても、応募される農業者の取組や地域の取組をポイント化し、ポイントの高い農業者から配分対象とし、事業実施地区の配分額を算定します。農業者の取組に係るポイントの詳細は市町村にご確認ください。
- 配分対象農業者毎の助成金の配分上限額は、以下のとおりです。

法人であるか否かを問わず：1,500万円、市町村が認める者：100万円

本事業は市町村が行う助成事業を補助する事業です。

事業の詳細については、助成事業を行う市町村の農政担当部局又は都道府県の農政部局、以下の農政局等へお問い合わせ下さい。

【地方農政局等連絡先】

東北農政局	経営・事業支援部経営支援課	022-263-1111（内線4546）
関東農政局	経営・事業支援部経営支援課	048-600-0600（内線3839）
北陸農政局	経営・事業支援部経営支援課	076-263-2161（内線3947）
東海農政局	経営・事業支援部経営支援課	052-201-7271（内線2356）
近畿農政局	経営・事業支援部経営支援課	075-451-9161（内線2797）
中国四国農政局	経営・事業支援部経営支援課	086-224-4511（内線2496）
九州農政局	経営・事業支援部経営支援課	096-211-9111（内線4498）
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部経営課	098-866-1628（直通）
農林水産省経営局経営政策課	担い手総合対策室	03-3502-6444（直通）